## ◎新潟県告示第50号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和7年1月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 知事指定薬物の名称
  - (1) 2- (エチルアミノ) -2- (2-フルオロフェニル) シクロヘキサン-1-オン (通称名:2F-NE NDCK、2F-2OXO-PCE、2-FXE、2-fluorodeschloro-N-ethyl-ketamine) 及びその塩類
  - (2) 2-[(4-メトキシフェニル) メチル] -5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール (通称名: Metonitazepyne、N-Pyrrolidino Metonitazene) 及びその塩類
  - (3) (8R) 6 7 リルー1 (シクロプロパンカルボニル) N, N ジエチル 9, 10 ジデヒドロエルゴリン 8 カルボキシアミド (通称名: 1 c P AL LAD) 及びその塩類
- 2 指定の理由

条例第2条第6号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日 令和7年1月25日